

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 4月 1日～ 令和12年 3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：従業員の年次有給休暇取得率を70%以上とすることを目標とする

<対策>

- 令和8年4月～ 毎月の各園における有給休暇の取得状況を安全衛生委員会において把握し、各職場における年次有給休暇の取得率を70%以上となるよう休業者の業務カバー体制の検討等を実施する
また、時間外労働の状況については課題となる状況ではないが、引き続き実施状況の把握・対応を行っていく
- 令和9年1月～ 8年度における年次有給休業等の取得状況を把握し、年度内での未取得分に対しての取得促進を各園長と共有する。
以降、毎年一定月に年度内での取得状況の確認を行い、対策を講ずる。

目標2：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率100%

<対策>

- 令和 8年4月～ 現在、本法人は女性における育児休業の取得率は100%を維持している。
今後も現在の取得率100%を維持していくよう努める

【事務担当】長幼会 本部

TEL 045-595-0415